

# 文京区立学校の「交流及び共同学習」

～共に育つためのガイドライン～



平成25年1月

文京区教育委員会

## はじめに

平成23年8月に改訂された障害者基本法では、その目的において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。」ことを前提としています。

学校教育において、特別支援教育は、障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握しその持てる力を高めるため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。さらに、特別支援教育は、障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであります。

このような観点から、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」は、障害のある子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむうえで重要な役割を担っていることはもちろん、障害のない子どもたちにとっても、障害のある子どもたちとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であるにとらえます。つまり、互いを理解する土壌づくりという役割がこの「交流及び共同学習」にはあると言えます。

「交流及び共同学習」の活動は様々な形態のものが実施されておりますが、このガイドライン(素案)では主に文京区立小・中学校の通常の学級と特別支援学級(固定制)との間で実施されるものを中心に取り上げています。

今後この素案をもとに各特別支援学級設置校において試行し、検証委員会において様々な方面から意見を伺い、平成26年度を目途に本格的なガイドラインを策定する予定です。

教育の場において、「交流及び共同学習」を行うことは、障害のある子どもも、障害のない子どもも共に成長していくことのできる機会であるにとらえます。副題の「共に育つためのガイドライン」とは、そのような願いをこめて付けたものであり、すべての子どもたちの社会性や豊かな人間性の育成を期待するものであります。

平成25年1月 文京区教育委員会

# 目 次

1	「交流及び共同学習」の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	「交流及び共同学習」のとらえ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	教育課程・学級編制基準等とのかかわり・・・・・・・・	3
4	「交流及び共同学習」の展開の仕方・・・・・・・・	4
	(1) 関係者の共通理解・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2) 指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(3) 活動や学習の評価・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	「交流及び共同学習」の実際・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1) 事前の準備・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(2) 授業以外の「交流及び共同学習」	
	① 日常的な交流・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	② ーア 特別活動における交流（学校行事を除く）	10
	② ーイ 特別活動における交流（学校行事）	13
	(3) 授業における「交流及び共同学習」	
	【小学校】・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	【中学校】・・・・・・・・・・・・・・・・	19
6	障害のある子どもの理解と配慮について・・・・・・・・	21
	(1) 知的障害・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(2) 自閉症・情緒障害・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(3) LD（学習障害）・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(4) ADHD（注意欠陥多動性障害）・・・・・・・・	22
	(5) 言語障害・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(6) 肢体不自由・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	(7) 視覚障害・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	(8) 聴覚障害・・・・・・・・・・・・・・・・	25

## 1 「交流及び共同学習」の意義

文京区は、障害の有無にかかわらず、「だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち<sup>1</sup>」を目指している。そのためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、子どもの頃から、互いにふれ合い、共に活動する機会を意識的に設けることが大切であると考える。

学校教育の場において、特別支援学級に在籍している児童・生徒が、一人一人の障害の状態や特性を踏まえた個別の教育活動に加えて、通常の学級に在籍する児童・生徒との「交流及び共同学習」を行うことは、障害のある子どもも、障害のない子どもも共に成長していくことのできる機会であり、すべての子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たすものととらえる。

【参考資料】 <小学校学習指導要領>（平成20年3月告示）

### 第1章 総則 第4の2

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との「交流及び共同学習」や高齢者などとの交流の機会を設けること。

※中学校、高等学校の学習指導要領にも同旨の記述あり。

※ 平成23年8月に障害者基本法が改正され、第16条に以下のような内容が追加された。

### 第16条

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒とともに教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

<sup>1</sup> 文京区基本構想（平成22年6月策定）における障害者福祉分野の将来像～10年後にあるべき姿～

## 2 「交流及び共同学習」のとらえ

### 文京区における「交流及び共同学習」の基本的な考え

- ・ 通常の学級に在籍する子どもたちと特別支援学級に在籍する子どもたちが共に行う「交流及び共同学習」は、個別指導計画に基づき学校が責任をもって意図的・計画的に行うものである。
- ・ 「交流及び共同学習」の目的は、一人一人の子供たちに「だれもが互いの人格と個性を認め尊重し、支え合う」気持ちと態度を養うために行うものであり、交流することはその手段である。
- ・ 円滑な実施に向けて、障害のある児童・生徒が参加することを前提として、どのような工夫や配慮をすればよいのか検討して実施する。
- ・ 一人一人の障害の程度や発達の段階に留意しながら、児童・生徒本人の負担過重にならないように、状況に即して柔軟に行う。

文京区では、「個が輝き、共に生きる文京の教育」という教育ビジョンを掲げている。このため、特別支援教育においては、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちが、ふれ合い、共に活動する機会を積極的に推進するため、「交流及び共同学習」を意図的・計画的に設け実施する。

- ・ このガイドライン（素案）では主に文京区立小・中学校の通常の学級と特別支援学級との間で実施されるものを中心に取り上げる。
- ・ 「交流及び共同学習」は、①日常的な交流など、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とするもの。②教科等のねらいの達成を目的とする教育活動の二点とする。
- ・ この2つの活動場面は分かちがたいものとしてとらえ、双方を推進していく必要がある。
- ・ 「交流及び共同学習」は、社会を構成する様々な人々と、共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となるとともに、障害のある子どもの社会参加を促進するための機会でもある。
- ・ すべての子どもたちが共生社会を形成していく担い手となるためにも、役立つものととらえる。

### 3 教育課程・学級編制基準等とのかかわり

- ・文京区の特別支援学級（固定制）には知的障害学級と情緒障害学級とがある。障害種別にかかわらず、どの学級でも一人一人の発達の段階や障害等の状況を踏まえて実施されるものである。
- ・「交流及び共同学習」は、特別支援学級に在籍する児童・生徒の個別指導計画に基づき、一人一人の発達の段階や障害等の状況を踏まえ、実施されるものである。
- ・特別支援学級に在籍する児童・生徒一人一人の個別指導計画は、保護者の意向も踏まえながら、前年度中に作成するものとする。ただし、新入生については前年度中に在籍する学校・園等からも聞き取りを行い、新学期の始まりに間に合うように作成する。
- ・実際の指導においては、合理的配慮<sup>2</sup>が必要なため、一人一人の状況に応じて支援方法を講じたり、特別支援学級の担任や支援員が加わり補助したりすることが考えられる。
- ・教科の授業として実施する場合には、通常の学級と特別支援学級の児童・生徒の教科等のねらいを明確にし、その授業のねらいに沿った学びを特別支援学級の児童・生徒が習得できることが基本となる。
- ・教育課程上の位置付け、指導の目標などを明確にするとともに、その活動の目標が達成できているかなど、適切に評価を行うことが必要である。
- ・特別支援学級は東京都学級編制基準に基づき、学級が設置され教員が配置される。このことから、特別支援学級としての教室表示や出席簿・学校要覧・学事報告等の公簿類には特別支援学級の担当教員、在籍児童・生徒数等を明確にしておく。

---

#### 2 「合理的配慮」の定義

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会より

## 4 「交流及び共同学習」の展開の仕方

### (1) 関係者の共通理解

#### ① 「交流及び共同学習」と本区ガイドラインについて

「交流及び共同学習」については、通常の学級の教員と特別支援学級の教員が、互いにその必要性、意義等について十分に理解し合うことが大切である。また、この「ガイドライン」の内容についても年度当初の4月の職員会議などでしっかりと確認するとともに、「交流及び共同学習」は、すべての子どもの成長につながることを再確認する。特に、教育目標にどのように合致しているのかを確認しておくとともに、相互にどのような教育的効果があるのかを確認しておくことなどが大切である。また、「交流及び共同学習」の計画立案等を行う委員会などを校務分掌に位置付けるなどして、定期的な話し合いや振り返りを行い組織的な連携や協力体制によって、学校全体で取り組むことが大切である。

#### ② 特別支援学級の児童・生徒一人一人の理解促進

4月当初の職員会議等で、特別支援学級の児童・生徒一人一人の障害の程度や特性等について理解を深めるようにする。その際、様々な場面における具体的な言葉のかけ方や対応の仕方など、支援方法を共通認識しておくことが大切である。交流する学級や学年に限らず教職員全員で共通理解しておく。

### (2) 指導計画の作成

「交流及び共同学習」の実施に当たっては、年間指導計画や活動ごとの指導計画を作成する。その際、特別支援学級と通常の学級の教育課程上の位置付け、評価計画、「交流及び共同学習」の形態や内容、回数、時間、場所、役割分担、協力体制等について事前に十分検討することが大切である。子どもたちが活動を無理なく継続的に繰り返すことができるように、特別支援学級に在籍する児童・生徒に対しては、発達の段階や障害等の状況を踏まえながら一人一人の特性にあわせて個別に計画する。そのためには、子どもの教育的ニーズについて保護者とも十分に話し合った上で、活動の楽しさや充実感等が味わえるようにしながら実施できるようにする。

また、どのように工夫すれば、その活動に障害のある子どもが参加できるかを検討する際には、特別支援学級担任だけに任せるのではなく、学校全体で複数の視点により様々な角度から可能性を探り、合理的配慮について打ち合わせを行い共有していくことが大切である。

### (3) 活動や学習の評価

「交流及び共同学習」を意図的・計画的に展開していくためには、以下の点を適切に評価する必要がある。

① 活動を通して、相互理解がどのように進んだか。

② 各教科・領域等の学習においてどのような力が身に付いたか。

事前に、子どもたちに対して学級の異なる児童・生徒が互いに学び合うことの意味をしっかりと押さえておくとともに、活動のねらいに応じた評価項目や評価方法をそれぞれの学級の教員間で打ち合わせしておくことが大切である。ねらいに応じて、教育活動を具体的に評価し、各教科・領域等の学習において、子どもたちにどのような力が身に付いたかを明らかにする。さらに、「交流及び共同学習」の大きな目的である「共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ」ことにつながったかどうかを評価するためには、作文や絵等に表現されたものや「交流及び共同学習」の活動場面での変容だけでなく、学校以外の地域の生活等で子どもがどのような姿を見せているかなど、子どもの変容をできるだけ幅広くとらえるようにする。そのためには、保護者や児童館の職員、育成室の職員などから意図的に情報を得ることも考えられる。

③ 評価に当たっての留意点

「交流及び共同学習」の評価は、通常の学級、特別支援学級それぞれの学級において、各教科・領域等の評価規準・評価の観点に基づき評価を行い、通知表や指導要録等の評価に反映させる。また、交流先の学級、主な交流内容等を指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記載する。



## 5 「交流及び共同学習」の実際

### (1) 事前の準備

#### ① 交流学級名簿の作成

特別支援学級に在籍する児童・生徒の実態が事前に把握できるよう努め、可能な限り入学式までに交流する学級を決定し交流学級名簿を作成し準備しておく。日常使う名簿として、交流する通常の学級の中に五十音順に名前を入れた名簿を作成する。なお、各学級の出席簿は学校教育法施行規則第28条に関わる公簿のため、在籍する児童・生徒の名前を掲載する。

#### ② 机、イス、ロッカー等の準備

交流する学級に、机、イス、ロッカー等を準備する。座席の位置は、一人一人の障害の状況や特性に応じて適切に決めるようにする。

#### ③ 靴箱

靴箱に関しては、基本的には交流する学級と同じ場所を使う。ただし、建物の状況等により、玄関のスペースが狭かったり安全上の配慮が必要であったりする場合は、障害のある子どもが自ら行動できる安全対策を優先して個別に判断する必要がある。

上記以外にも、学校の実態に応じて様々な準備が考えられる。まずは、障害のある子どもがそれぞれの活動場所で、仲間であることが実感できるように工夫することが大切である。こうしたことは、障害のある子どもたちが尻込みせずに安心して活動に参加できることにつながると同時に、障害のない子どもたちにとっては、自然に友達を受け入れ、自身の活動範囲をひろげていくための大切な事前学習にもなる。

## (2) 授業以外の「交流及び共同学習」

### ① 日常的な交流

場 面	ねらい	交流の実際	留意点
朝の会 朝学活	互いを認め合うとともに、一日のめあてをもつことができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流学級で朝の挨拶から朝の会（朝学活）までを過ごす。</li> <li>1時間目の学習を特別支援学級で行う場合にはその後移動し、挨拶・健康観察・一日の流れ等を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登校後、そのまま交流学級に行くか特別支援学級へ行くかは、一人一人の障害の程度や状況とともに本人や保護者の意向も踏まえながら各学校で判断する。</li> <li>毎日の生活の中で同じ仲間であるという所属意識が実感できるような工夫をする。また、ランドセルやカバンの置き場所については、上記内容を踏まえ交流する児童・生徒の個別の状況により置く場所を決める。</li> <li>家庭からの連絡（連絡帳等）は、特別支援学級の担任が責任をもって取り扱う。</li> </ul>
<p><b>ポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交流学級での所属意識や仲間意識が育つように、教職員が手本となって接することが大切である。</li> <li>階段を使っでの移動や廊下を長く移動する場合など、一人一人の児童・生徒の安全面については職員全体で見守る。交流学級において様子がふだんと違うと感じた場合は、言葉かけをしたり、特別支援学級担任に様子を伝えたりして、学校全体で交流を見守る。</li> </ul>			

場 面	ねらい	交流の実際	留意点
休み時間	ルールを守り、互いを思いやる気持ちを育てる。	・学校の遊びのきまりを守り、仲良く過ごしたり、楽しく遊んだりする。	・子どもの発達の段階や障害の程度に留意しながら、活動の様子を見守る。 ・特別支援学級の担任だけが行うのではなく、看護当番(小学校)など学校全体で組織だてで行う。

**ポイント**

- ・教職員が必要以上に介入せずに、子どもたち同士が自然と触れ合えるように言葉かけや見守る。一緒に遊びに加わることも、子どもたちにとっては喜びとなる。
- ・どんな遊び方をしているか、どんなコミュニケーションをとっているかなど、教職員は様子をよく観察し、いじめに関する視点も持ち合わせながら見守る。

場 面	ねらい	交流の実際	留意点
給食指導	食事のマナーを身に付け、楽しく給食を食べる。	・配膳から片付けまで、協力して行う。	・一人一人の障害の程度や食事の速さ等に留意し、実施する時期や回数は各学校で判断する。

**ポイント**

- ・担任は、交流する児童・生徒の障害の程度や特性をよく理解し、本人ができそうなことは、任せるようにする。
- ・給食指導であることを踏まえ、週当たりの回数などは、本人がストレスに感じている様子があった場合には、支援や配慮のあり方を見直すなど、柔軟に対応することが必要である。また、おかわりの仕方などの学級のルールが共に身に付くように、障害の程度や特性に応じた指導が大切である。

場 面	ねらい	交流の実際	留意点
清掃活動	清掃の仕方を工夫し、協力して当番活動に取り組むことができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>決められた清掃場所へ行き、協力して清掃する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の眼が届きにくくなりやすい点を踏まえ、活動の様子を見守る。</li> <li>清掃用具の扱いは、事前に指導しておく。</li> <li>特別支援学級の清掃も交流の一環として行い清掃のねらいが達成できるようにする。</li> </ul>
<b>ポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>清掃活動は、交流する児童・生徒の障害の程度や特性をよく理解し、どんな用具なら操作できるかを事前に交流学級の担任と特別支援学級の担任とで共通理解し、可能な活動を責任もってさせるようにする。</li> <li>自分が在籍する学級（特別支援学級）についても、清掃することで、清掃本来の目的（自分たちの使っている場所をきれいにする）が達成できるように、清掃場所の割り当てを工夫する。</li> </ul>			

場 面	ねらい	交流の実際	留意点
帰りの会 終学活	一日の活動を振り返るとともに、明日の見通しをもつことができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>在籍学級（特別支援学級）で帰りの会（終学活）を行う。ただし、一人一人の状況やこれまでの学校の取組み状況によっては、交流学級で帰りの会（終学活）を行うことも考えられる。</li> <li>特別支援学級で明日の予定を確認し挨拶をして下校する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の日の一日の予定をしっかりと確認させ、見通しと期待を持たせるようにする。</li> <li>教室移動の際の安全面に配慮し、けが等が無いよう職員全体で見守る。</li> <li>交流学級で行う場合には、子どもの下校確認を確実にを行うよう注意する。</li> </ul>
<b>ポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>一日の締めくくりであるので、一人一人の児童・生徒の様子をしっかりと把握するとともに連絡事項等にもれなどがないよう十分注意する。また、場所は特別支援学級の児童・生徒・保護者が混乱することがないよう連絡を密にする。</li> </ul>			

## ②ーア 特別活動における交流（学校行事を除く）

活動名	ねらい	交流の実際	留意点
学級活動	望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画し、健全な生活態度を育てる。	・ 交流学級の活動内容により参加する。行事に向けての話合い活動や学校生活をよりよくするための話合い活動に積極的に参加する。	・ 特別支援学級担任は、事前に話し合う内容等をしっかりと把握し、子どもの発達の段階や障害の程度に留意して交流する。
<b>ポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の学級の特別活動と特別支援学級の特別活動の時間割上の位置をそろえておくようにする。また、一人一人の個別の状況や小集団による話合い活動等による指導に重点をおく児童・生徒については、年間35時間のすべてを交流学級で過ごすことのないよう配慮する必要がある。</li> </ul>			

活動名	ねらい	交流の実際	留意点
児童会活動 (小学校)	望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画し、学校生活の充実と向上を図る。	・ 委員会活動や児童集会、体育集会、音楽集会等の活動に参加する。	・ 特別支援学級担任と交流学級担任は、事前に集会でを行う活動内容等について情報交換し、子どもの発達の段階や障害の程度に留意して、交流が有意義なものとなるようにする。
<b>ポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝会や集会は内容によっては、交流する児童の障害の程度や特性により必要な配慮をする。</li> <li>・ 障害の程度や特性に応じた配慮をしながら行うが、できたことを褒めたり、最後まで挑戦させたりすることも大切である。</li> </ul>			

活動名	ねらい	交流の実際	留意点
クラブ活動 (小学校)	望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよいクラブづくりに参画し、異年齢集団の交流を深め、学校生活の充実と向上を図る。	・所属のクラブ活動に参加し、異年齢集団の交流を楽しむ。	・特別支援学級担任は、毎時間の活動内容等をしっかりと把握し、子どもの発達の段階や障害の程度に留意する。
<b>ポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の障害の程度や特性をよく理解した上で、1年間（または学校で決められた任期）継続可能なクラブ活動に所属する。</li> <li>・障害の程度や特性に応じた配慮をしながら行うが、できたことを褒めたり、最後まで挑戦させたりすることも大切である。</li> </ul>			

活動名	ねらい	交流の実際	留意点
生徒会活動 (中学校)	望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育てる。	・生徒会の活動に、特別支援学級の代表として参加する。	・特別支援学級担任は、事前に活動内容等をしっかりと把握し、生徒の発達の段階や障害の程度に留意して、交流する。
<b>ポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の障害の程度や特性をよく理解した上で、1年間（または学校で決められた任期）継続可能なものに所属する。</li> <li>・障害の程度や特性に応じた配慮をしながら行うが、できたことを褒めたり、最後まで挑戦させたりすることも大切である。</li> </ul>			

活動名	ねらい	交流の実際	留意点
部活動 (中学校)	スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する。	・部活動に参加し、異年齢集団の交流や活動内容の深まりを楽しむ。	・部活動の担当者は、生徒の発達の段階や障害の程度、安全面等に留意して当該生徒の参加できる活動内容について可能な限り配慮する。
<p><b>ポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の障害の程度や特性をよく理解した上で、1年間（または学校で決められた任期）継続可能なものに所属する。</li> <li>・障害の程度や特性に応じた配慮をしながら行うが、できたことを褒めたり、最後まで挑戦させたりすることも大切である。</li> </ul>			

## ② ーイ 特別活動における交流（学校行事）

行事の種類	ねらい	交流の実際	留意点
儀式的行事 入学式 （小・中学校）	学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級の児童・生徒が交流学級に入り入学式を行うことを原則とする。</li> <li>1 朝は特別支援学級に登校し、挨拶・出席確認・健康観察を行う。</li> <li>2 その後、交流学級へ行き、入学式に臨む。</li> <li>3 式後は、交流学級に戻った後、特別支援学級に戻り式後の指導、下校指導等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入生一人一人の障害の程度や状況とともに本人や保護者の意向も踏まえながら、各学校で必要とされる合理的配慮を行う。</li> <li>・式での呼名は在籍学級の担任が行うか、交流学級の担任が行うかは、それまでの学校での取組を考慮し、各学校で判断する。</li> <li>・交流学級に座席を用意し着席する場所は、一人一人の状況により配慮する。</li> <li>・式当日、予め保護者や来賓に特別支援学級児童・生徒は交流学級に入り参列することを説明しておく。</li> </ul>
<b>ポイント</b> ・入学式に不安を感じている保護者がいる場合には、事前に入場等の練習をするなどして不安感を取り除くことが必要である。			
儀式的行事 卒業式 （小・中学校）	学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級の児童・生徒が交流学級に入り卒業式を行うことを原則とする。</li> <li>1 朝は特別支援学級に集合し、挨拶・出席確認・健康観察を行う。</li> <li>2 その後、交流学級へ行き、卒業式に臨む。</li> <li>3 式後は、交流学級に戻った後、学校の状況に応じて、特別支援学級に戻り式後の指導、下校指導等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員で特別支援学級の児童・生徒が交流学級に入り卒業式を行うことを共通理解しておく。</li> <li>・式での呼名は在籍学級の担任が行うか、交流学級の担任が行うかは、それまでの学校での取組を考慮し、各学校で判断する。</li> <li>・交流学級に座席を用意し着席する場所は、一人一人の状況により配慮する。</li> <li>・式当日、予め保護者や来賓に特別支援学級児童・生徒は交流学級に入り参列することを説明しておく。</li> </ul>
<b>ポイント</b> ・卒業式に不安を感じている保護者がいる場合には、事前に入場等の練習をするなどして不安感を取り除くことが必要である。			



行事の種類	ねらい	交流の実際	留意点
文化的行事 (小・中学校)	平素の学習活動の成果を発表し、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教科等の学習成果を発表したり鑑賞したりするもののほか、児童・生徒自身によらない催し物等を交流学級で鑑賞などする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の障害の程度や特性、発達の段階に応じて行い、参加の仕方を工夫する。</li> </ul>
<b>ポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習発表会など、特別支援学級として行い、さらに所属の学年とも一緒に行うことも考えられるが、一人一人の状況により判断していく。</li> </ul>			

行事の種類	ねらい	交流の実際	留意点
健康安全・体育的行事 (小・中学校)	心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>セーフティ教室や交通安全教室等の健康安全に関する行事、運動会や球技大会・スポーツ大会等の体育的行事を交流学級で行う。</li> <li>避難訓練時の人員確認及び安全確認は、在籍学級で行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の障害の程度や特性、発達の段階に応じて行い、参加の仕方を工夫する。</li> </ul>
<b>ポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の障害の程度や特性、発達の段階によって、参加の機会を一つずつ増やしていくことも大切である。</li> </ul>			

行事の種類	ねらい	交流の実際	留意点
遠足・集団宿泊的 行事 (小学校)	自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳など、望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠足や校外学習、移動教室など、交流学級の学習メニューを基本とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の障害の程度や特性、発達の段階に応じて安全面・体力面に考慮し、参加の仕方を工夫する。</li> <li>特別支援学級の児童だけでグループや活動場所が固定されることがないようグループ編成に配慮する。</li> </ul>
<b>ポイント</b> ・学習メニューについて何をどこまで一緒に行うかを保護者と共通理解するとともに、事後も活動の様子について保護者に伝えるなど、連携を深めることが大切である。			
行事の種類	ねらい	交流の実際	留意点
旅行・集団宿泊的 行事 (中学校)	平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳など、望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠足や校外学習、移動教室など、交流学級の学習メニューを基本とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の障害の程度や特性、発達の段階に応じて安全面・体力面に考慮し、参加の仕方を工夫する。</li> <li>特別支援学級の生徒だけでグループや活動場所が固定されることがないようグループ編成に配慮する。</li> </ul>
<b>ポイント</b> ・学習メニューについて何をどこまで一緒に行うかを保護者と共通理解するとともに、事後も活動の様子について保護者に伝えるなど、連携を深めることが大切である。			

行事の種類	ねらい	交流の実際	留意点
勤労生産・奉仕的 行事 (小学校)	勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の特色ある教育活動に準じて、体験的な活動を交流学級で行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の障害の程度や特性、発達の段階に応じて参加の仕方を工夫する。</li> <li>特別支援学級の児童だけでグループや活動場所が固定されることがないようにグループ編成に配慮する。</li> </ul>
<b>ポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>どんな体験活動をするかについて、何をどこまで一緒に行うかを保護者と共通理解するとともに、事後も活動の様子について保護者に伝えるなど、連携を図ることが大切である。</li> </ul>			
勤労生産・奉仕的 行事 (中学校)	勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の特色ある教育活動に応じて体験的な活動を交流学級で行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の障害の程度や特性、発達の段階に応じて参加の仕方を工夫する。</li> <li>特別支援学級の生徒だけでグループや活動場所が固定されることがないようにグループ編成に配慮する。ただし、職場体験はこの限りではない。</li> </ul>
<b>ポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>職場体験はどこで何を行うかについて保護者と共通理解を図るとともに、事後も活動の様子について保護者に伝えるなど、体験先や保護者との連携を図ることが大切である。</li> </ul>			

(3) 授業における「交流及び共同学習」

【小学校】

教科等	共同学習のねらい	学習活動	留意点
国語	国語科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。	個別指導計画に基づき、一人一人の障害の程度に応じた必要な配慮や手立てを講じることで、学習のねらいやその目的を達成できるものを行う。	・支援員は、学習のサポートを中心に行い、個別の学習指導は行わない。
社会	社会科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・支援員は、学習のサポートを中心に行い、個別の学習指導は行わない。
算数	算数科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・支援員は、学習のサポートを中心に行い、個別の学習指導は行わない。
理科	理科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・支援員は、学習のサポートを中心に行い、個別の学習指導は行わない。 ・実験は安全面への配慮から、状況等により教員や支援員が付き添う。
生活科	生活科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・学校外での体験的な活動の際は、安全の確保に十分配慮する。

【小学校】

教科等	共同学習のねらい	学習活動	留意点
音楽	音楽科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。	個別指導計画に基づき、一人一人の障害の程度に応じた必要な配慮や手立てを講じることで、学習のねらいやその目的を達成できるものを行う。	・音に過敏な児童には、特に配慮しながら行う。
図画工作	図画工作科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・立体作品の制作など用具の扱いに注意を要するものなどは、状況等により教員や支援員が付き添う。
家庭	家庭科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・製作や調理実習などは、安全への配慮から、状況等により教員や支援員が付き添う。
体育	体育科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・安全への配慮から、状況等により教員や支援員が付き添う。
道徳	道徳性を養うとともに、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・一人一人の障害の程度や特性、発達の段階に応じて参加する。
外国語活動	外国語を通じて、体験的に理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		一人一人の障害の程度や特性、発達の段階に応じて参加する。
総合的な学習の時間	課題解決能力の育成を深めるとともに、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・一人一人の障害の程度や特性、発達の段階に応じて参加する。

【中学校】

教科等	共同学習のねらい	学習活動	留意点
国語	国語科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。	個別指導計画に基づき、一人一人の障害の程度に応じた必要な配慮や手立てを講じることで、学習のねらいやその目的を達成できるものを行う。	・支援員は、学習のサポートを中心に行い、個別の学習指導は行わない。
社会	社会科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・支援員は、学習のサポートを中心に行い、個別の学習指導は行わない。
数学	数学科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・支援員は、学習のサポートを中心に行い、個別の学習指導は行わない。
理科	理科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・支援員は、学習のサポートを中心に行い、個別の学習指導は行わない。 ・実験は安全面への配慮から、状況等により教員や支援員が付き添うこと。

【中学校】

教科等	共同学習のねらい	学習活動	留意点
音楽	音楽科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。	個別指導計画に基づき、一人一人の障害の程度に応じた必要な配慮や手立てを講じることで、学習のねらいやその目的を達成できるものを行う。	・音に過敏な生徒には、特に配慮しながら行う。
美術	美術科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・立体作品の制作など用具の扱いに注意を要するものなどは、状況等により教員や支援員が付き添う。
保健体育	保健体育科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・安全への配慮から、状況等により教員や支援員が付き添う。
技術・家庭	家庭科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・製作や調理実習安全への配慮から、状況等により教員や支援員が付き添う。
外国語	英語科についての理解を深め、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・一人一人の障害の程度や特性、発達の段階に応じて参加する。
道徳	道徳性を養うとともに、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・一人一人の障害の程度や特性、発達の段階に応じて参加する。
総合的な学習の時間	課題解決能力の育成を深めるとともに、コミュニケーション能力の伸長を図る。		・一人一人の障害の程度や特性、発達の段階に応じて参加する。

## 6 障害のある子どもの理解と配慮について

学校全体で「交流及び共同学習」に取り組むためには、一人一人の子どもに対する理解はもちろんのこと、一人一人の障害の特性等もより理解し、その対応について配慮が必要となってくる。それぞれの障害種別により、教職員が配慮すべき基本的内容を以下に示す。

### (1) 知的障害

#### 【障害のおもな特性】

知的障害とは、認知や言語などの知的機能の発達に遅れがあり、集団適応等において困難を伴う状態にある。

#### 【配慮する点等】

- ・教員が本人の行動の意味や背景等を必要に応じて適切に説明するなどして、子ども同士が理解し合い友達になれるようにする。
- ・本人が興味・関心を維持することのできる時間の長さとなるように、教育活動を工夫する。
- ・本人が活動内容を理解しやすくするために、言葉による指示だけでなく、絵や写真等を用いたり、モデルを示したりする。
- ・教育内容を繰り返しできる活動にしたり、活動の手順を少なくしたり、絵や写真等を用いて手順が分かりやすくなるようにしたりして、本人が見通しをもちやすくする。
- ・本人が得意とする活動や普段の授業で慣れている活動を行うようにして、活躍できる場を多くする。

### (2) 自閉症・情緒障害

#### 【障害のおもな特性】

- ・他人との関係が希薄で社会的な関係を上手に作ることが苦手である。(自閉症)
- ・情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないなどの特徴がある。(情緒障害)

#### 【配慮する点等】

- ・本人が計画された活動内容に見通しがもてるよう、簡潔な言葉やVTR、写真等の視覚的な情報を活用して事前に知らせる。また、急激な変化を苦手とする場合が多いことから、計画された活動を急に変更することがないようにする。
- ・予定が変更される場合などは、そのことから予測される事態や行動について、



本人に説明しておく。

- ・本人が相手の感情や考えを理解することが苦手である場合が多いことから、子ども同士の関係を調整し、誤解によるもめ事等が起こらないよう留意する。
- ・本人が集団活動に参加することが苦手な場合が多いので、少人数による活動から徐々に人数を増やし、子ども同士の相性を考慮するなど工夫する。
- ・特有の感覚（明るさやちらつきへの過敏性、音や温度、触覚に対する過敏性や鈍磨性）に配慮した指導を行う。

### （3）LD（学習障害）

#### 【障害のおもな特性】

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態がある。

#### 【配慮する点等】

- ・本人の得意な活動や障害により苦手な活動をあらかじめ十分に把握する。
- ・本人が得意な能力を生かした活動ができるように工夫する。苦手な活動に対しては、周囲の理解を図るとともに、できる限り自分の力でできるような支援の手立てを工夫する。
- ・指導に当たっては、具体的に簡潔な言葉で話すとともに、実物やVTR、写真、絵カード等の視覚的な情報を活用する。
- ・文字を示す時には、読みやすい大きな文字を使うようにする。不必要な文字は黒板から消すなどして、必要な情報を厳選して提示する。

### （4）ADHD（注意欠陥多動性障害）

#### 【障害のおもな特性】

周りのことが気になって勉強に集中できない、忘れ物が多い、宿題を時間までに終わることができない（不注意）、ソワソワして座って話を聞いていられない（多動）、人の話を突然さえぎって話をはじめ、事前に考えて計画的に活動できない（衝動性）等々の特徴がある。

#### 【配慮する点等】

- ・本人が聞き落としや見落としをしないように、指導者に注目していることを確

認してから話したり見せたりする。また、一度に多くのことを伝えようとしな  
いで、一つのことを簡潔に伝えるようにする。

- ・一つ一つの活動が短く区切られ、先の活動が終わった時には次にやることが明  
確に分かっているようにする。
- ・本人が忘れても思い出せるように、指示内容は簡潔に書いて提示する。
- ・本人が好ましくない行動をした時には、その行動がよくないことを短く簡潔に  
伝え、どのように行動することがよいのかを具体的に伝える。
- ・本人の興味の対象が移りやすいので、活動に不要なものは片付けておくように  
努める。
- ・聴覚や視覚、触覚等に強い過敏性が見られることから、騒がしい場所や蛍光灯  
の光、人との接触等を極端に苦手とする場合があることに留意する。

## (5) 言語障害

### 【障害のおもな特性】

話しことばが、その社会一般の話し方と異なっているために、話の内容より  
も話し方に注意がいくために、言語の意味理解や言語概念の形成など、コミュ  
ニケーションに支障が生じるなどの特徴がある。

### 【配慮する点等】

- ・本人にとっては、話すことが苦にならない楽しい雰囲気が必要であり、温かく、  
思いやりのある好ましい人間関係を保つことができるような環境づくりに心  
がける。
- ・指導者は、はっきりと、しかもゆっくりと話すように努め、本人の話に対して  
は、笑顔でうなずいたり、気持ちよく返事をしたりして、本人が話し終わるま  
で丁寧に聞くようにする。
- ・本人の話し方ではなく話の内容に耳を傾けるようにし、本人にとって話したく  
なるような聞き手であることが大切である。
- ・吃音がある場合は、急いで話したり、言い直すことを求めず、話の途中で口を  
差しはさんだりしないようにする。

## (6) 肢体不自由

### 【障害のおもな特性】

四肢体幹に何らかの障害がある。

### 【配慮する点等】

- ・ 本人の歩行を妨げたり、ぶつかったりしないよう注意する。
- ・ 車いすや杖等を使用し階段や段差のあるところで困っている場合には、どうしたらよいかを本人に尋ね、それぞれに合った方法で援助する。また、必要に応じて周囲の人たちの協力を求め、安全な方法で介助するようにする。
- ・ 車いすを押す場合には、ゆっくり押すように心がける。また、前方に段差や坂道がないかをよく確かめ、急な下り坂では後ろ向きに進むなど、状況に応じた安全な押し方をする。
- ・ 話をする時は、それぞれの目の高さに合わせるように努め、気持ちを伝えるようにする。

## (7) 視覚障害

### 【障害のおもな特性】

視機能（視力・視野・色覚・光覚）に何らかの障害がある。

### 【配慮する点等】

- ・ 教材等を提示する場合、言葉での説明を添えるとともに、手で触って観察できるようにする。
- ・ 「そこ」、「あそこ」などの指示代名詞は避け、「右手前」などと具体的に指示する。
- ・ 慣れない場所に行ったり、初めて体験したりする時には、最初に周囲の状況や活動内容を説明したり、一緒に歩きながら案内したりする。
- ・ 文字カード等を提示する際には、コントラストをはっきりさせ、文字を大きく書くとともに、照明等に配慮して見やすくする。
- ・ 視野が狭い場合には、横から近づいてくるものに気が付かなかったりすることがあるので、衝突による事故等が起こらないよう十分注意する。
- ・ 教室での座席の位置など、視機能に配慮した場所を確保する。

## (8) 聴覚障害

### 【障害のおもな特性】

聴覚に何らかの障害がある。

### 【配慮する点等】

- ・話し手は自分の顔全体、特に口元がはっきりと見えるようにして話しかける。
- ・補聴器で聞き取りやすいように、必ず声を出して話す。唇だけを動かしたり、大声を張り上げたりしないようにする。
- ・話が通じにくい場合には、子どもの手のひらに指でゆっくりと文字を書いたり、空書したり、紙に書いたりして確認するようにする。
- ・できるだけ板書や実物、指文字を利用するなどして、視覚的な手がかりをもとに活動の流れを把握できるようにする。
- ・教室での座席の位置など、障害の状況に応じた配慮をする。

【 参考文献 】

- ・ 「障害のある子供について学ぶ」  
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 平成 17 年
- ・ 「交流及び共同学習」の推進に関する調査研究  
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 平成19年 3 月
- ・ 「交流及び共同学習事例集」 全国特別支援教育推進連盟 平成 19 年 3 月
- ・ 「小学校学習指導要領」文部科学省 平成 20 年 3 月
- ・ 「中学校学習指導要領」文部科学省 平成 20 年 3 月
- ・ 「交流及び共同学習」の推進に関する実際的研究  
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 平成 20 年 3 月
- ・ 「交流及び共同学習ガイド」文部科学省 平成 20 年 7 月
- ・ 「交流及び共同学習事例集」文部科学省 平成 20 年 7 月
- ・ 「特別支援学校学習指導要領」文部科学省 平成 21 年 3 月
- ・ 「特別支援学級(固定学級、通級による指導) 教育課程編成の手引」  
平成 23 年 3 月
- ・ 「特別支援学級と通級による指導ハンドブック」 平成 24 年 2 月

平成24年度  
文京区特別支援教育振興委員会  
「交流及び共同学習」ガイドライン検討部会委員名簿

【学識経験者】

東洋大学文学部 教授 宮崎 英憲  
筑波大学附属大塚特別支援学校 副校長 神田 基史

【委員】

文京区教育委員会	教育指導課長	北島	陽彦
文京区教育委員会	教育改革担当課長	鈴木	裕佳
文京区立礪川小学校	校長	畑中	秀夫
文京区立柳町小学校	校長	秋山	明美
文京区立林町小学校	校長	伊藤	良幸
文京区立湯島小学校	校長	田口	恭子
文京区立汐見小学校	校長	矢島	清重
文京区立駒本小学校	校長	石坂	惠美子
文京区立第一中学校	校長	愛川	睦
文京区立第三中学校	校長	本郷	徳司
文京区立第九中学校	校長	神保	道隆

【事務局】

文京区教育委員会教育推進部教育指導課  
統括指導主事 江原 幸一  
指導主事 佐藤 勝也  
主査 高山 勝子  
主事 小倉 勉